琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(2)

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2019-01-31
	キーワード (Ja): 外資導入申請書
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431

ب ۲۲

秘密標記（赤色）

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

（　　）第 318 号

昭和 46 年 6 月 3 日

外務大臣　殿

在準備委代表事務所
高瀬代

（件名）

外資導入申請書（101件）の送付（第7次）

引用公・電信
日付・番号

標記申請書計101件（46年4月16日から同5月20日まで）を、別添リストの通り各1部送付する。なお、今次送付資料中に、5月23日付琉球新報（朝刊）で報道された三菱商事、三菱商事KKに関係書類が含まれているので、念のため。

付箋添付 ☐　付箋空便（行）☑　付箋空便（DP）☐　付箋船便（貨）☐　付箋船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

GA—3—1　　在外公館

GA—4　　外務省

首席事務官
務
縄
渉外調査
業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

外務課受付
46.6.-4

復対第 151 号
1971年6月1日

準備委員会日本政府代表事務所
公使 吉 岡 一 郎 殿

琉 球 政 府
顧問代理 瀬 長

準備委員会
顧問代理
EP

外資導入申請書の写の送付について

みだしのことについて、1971年4月16日から同年5月20日までに受理した申請書の写10件を別紙のとおり送付します。

なお、2月9日づけ沖局第496号で照会のあつた鶏の飼養状況、需給動向見通しについては、農林局長から回答のあつた資料を添付します。

琉 球 政 府

受付年月日	受付番号	種類	国籍	申請概要 申請人	免許番号	申請外貨額	相手方	要点	備考
1971 4.16	14-133	新規	日本	田辺製薬株式会社				1. 那覇支店の設置 2. 医薬品等の輸入登録	
〃	14-134	〃	〃	宇部興産株式会社				1. 石灰石、ドロマイト、硅石、粘土その他の鉱石の採掘、輸出 2. 投資額 100万$	
4.17	14-136	〃	〃	リッカー コシン株式会社			琉球リッカー(株)	1. 株式の取得 2. 金額 $40,840	
4.19	14-138	〃	中国	LIN Chuan Chin 林傳金 外2名				1. スッポン養殖 2. 投資額 $30,000	
5.4	14-140	〃	日本	南西汽船株式会社				1. 支店の設置 2. 築炭及び切符販売	
(9) 5.6	14-141	〃	米国	ルイス ラバンロバート ヒラヤマ オサム				1. 軍輸送船、政府ご用船、軍需物資の修理 2. 投資額 $16,000	輸入代理店：アメリカ船舶電気工業
5.10	14-143	〃	日本	大和紡績株式会社			大和沖縄観光株式会社	1. 株式の取得 2. $27,000	
5.12	14-145	〃	〃	大和紡績株式会社			沖縄紡績株式会社	1. 株式取得 2. $159,000	
5.20	14-148	〃	〃	三菱商発株式会社			琉菱商発株式会社	1. 工業、産業用地の開発 2. 投資予定額 $100,000	
5.20	14-149	〃	〃	三菱商事株式会社			仝上	1. 仝上 2. 投資予定額 $100,000	

秘密表示（朱印）

秘
無　期

主管課発送

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	3	1	4
付			
写	あり、起案者宛送付、		

発送日
処理 昭和46年6月 9日
発信 ｔｔ　タイプ　校査

文書課長

公信案

（分類　　）

公信番号 米北1 第 123 号　公信日付 昭和 昭和46年6月 8日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

起案 昭和46年 6月 5日
起案者 森 内線番号 24664

協議先
条約課長

受信者
沖縄北方対策庁長官

発信者
アメリカ局長

写送付先
大蔵大臣官房長
通商産業大臣官房長

（暗号発送日）
月　日

件名
外資導入申請書（10件）の送付（第7次）

GA-2　8 292 外務省　回覧番号 01456

米北1第123号
昭和46年6月 8日

沖縄・北方対策庁長官殿

外務省アメリカ局長

（件名）
外資導入申請書（10件）の送付（第7次）

引用公・電信
日付・番号

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表より、標記申請書の第7次分10件を送付越しましたので、右申請書をそのまま別添のとおり送付します。関係省庁に至急写しを送付の上、各省庁意見のとりまとめ結果を当方あて速やかに回報願います。

（※印は文書課記入）

※ 付属孫付□　付属空便（行）□　付属空便（DP）□　付属船便（貨）□　付属船便（郵）□

GA-2-1　外務省

2

本信写送付先：大蔵大臣官房長
通商産業大臣官房長

GA-4　外務省

秘密表示（朱印）
秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	0	1
付属	そのまゝ		付属添付

発送日 処理日　昭和46年7月29日
発信　タイプ　校了

文書課長

公信案　（分類　）

公信番号　米北1 第184号　公信日付　昭和46年7月28日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

起案　昭和46年7月26日
起案者　森本　電話番号　2466

徳区先
条約課長

受信者　在沖縄 高瀬大使
発信者　外務大臣

等送付先
（希望発送日）　月　日

件名
外資導入申請書（第7次）に対する意見送付

GA-2　28 224　回覧番号　1957

米北1 第184号
昭和46年7月28日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

（件名）
外資導入申請書（第7次）に対する意見送付

引用公・電信日付・番号	6月3日付貴信第318号

沖縄・北方対策庁より、第7次外資導入申請に関し、同庁において関係省の意見をもとに取まとめた日本政府の意見を別添公信写しのとおり連絡越した。

ついては、貴代表より準備委員会米国

※付属添付 ☑　付属空便（行）☐　付属空便（DP）☐　付属船便（貨）☐　付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1　　外務省

政府代表に対し、上記日本政府の意見を然るべく文書をもって通報ありたく、結果回報ありたい。

GA-4　　外務省

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖・北対第2594号
昭和46年7月22日

外務省アメリカ局長　殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出外資導入申請（第七次）に対する意見について

標記について、別紙（写）のとおり沖縄事務局長あて通知したので、お知らせします。

要処理
首席参事官
官房
沖北
渉外
漁業
航空
科学技術
連絡調整
調査
文化
庶務

46.7.23

沖縄・北方対策庁

B-5 ノート用紙24行（100枚入り）

沖・北対第2594号
昭和46年7月22日

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長　殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出外資導入申請（第七次）に対する意見について

1971年6月1日付復対第151号をもつて琉球政府より復帰準備委員会および外務省を経由して送付のあつた外資導入申請書（写）について関係各省の意見を徴したところ、下記のほか、特に意見がない旨申越しがあつたので、琉球政府に対し、その旨すみやかに伝達されたい。

記

1. アメリカン船舶電気工業　（運輸省）

同社は、その事業内容の一部に「小型けん引船から新現代大型タンカーに及ぶ修理の一切を引受ける」こととしている。

日本政府は、昨年9月、沖縄における造船業の振興について、運輸省沖縄造船調査団を派遣し、沖縄における造船所立地等

沖縄・北方対策庁

B-5 ノート用紙24行（100枚入り）

の調査を行ない、修繕船を主体とする造船所建設について、現在進出企業を選定中である。造船業は、新造・修繕を問わず、多額の設備投資を必要とし又技術についても高度のものが要求されるものであり、該申請書により設備・技術等をもつては不十分なものと思料される。

このため、本申請については、投資額等からみて適切な事業活動の範囲にとどめるよう指導されることが望ましい。

沖縄・北方対策庁

B-5 ハ2用紙(白・黒インク)

秘密標記（赤色）

秘

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

第 484 号

昭和 46 年 8 月 12 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
外資導入申請書に対する日本政府の意見

引用公・電信日付・番号	7月28日付貴信米北1オ184号

冒頭貴信をもって指訓仰越しの日本政府の意見を、8月10日付書簡（写し別添）にて米側に通報しておいたので、報告する。

付属添付 ☒ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1

在外公館

2128

首席事務官
総務
渉外
通商
貿易
科学技術
運輸交通
調査
カナダ
居留民

10 August 1971

Dear Mr. Fearey,

In accordance with the procedures set forth in paragraph 6 of the Report, dated 5 August 1970, from the Alternates to the Preparatory Commission, I would like to inform you that the Japanese Government has no particular comment to make with regard to the applications for foreign investment, submitted to the Government of the Ryukyu Islands from 16 April to 20 May 1971, except on the following case:

American Ship Electric Industry

The applicant states in its application that it will undertake, as a part of its proposed business activities, repairs of all kinds of vessels ranging from small tugboats to modern super-tankers.

Since the shipbuilding industry requires a large amount of capital for its equipment investment as well as a high level of technology, the Japanese Government does not think that the applicant is sufficiently capable of carrying out above-stated business activities with the equipment investment as well as the level of technology as stated in the application.

It is, therefore, desired that the GRI should give proper guidance to the applicant so that its business activities will be limited to an appropriate scope in the light of the proposed amount of investment.

Sincerely,

Ichiro Yoshioka
Minister
GOJ Alternate Representative to the
Preparatory Commission

Mr. Robert A. Fearey
Civil Administrator
US Alternate Representative to the
Preparatory Commission